

別表

業種に関する要件				投下固定資産の取得価額の総額の要件及び常用従業員数の増加の要件		
大分類	中分類	小分類	細分類	中小企業以外のもの	中小企業	
					経営革新計画等承認事業者以外のもの	経営革新計画等承認事業者
E－製造業				5億円以上かつ10人以上	2,000万円以上かつ5人以上	当該要件を免除
E－製造業（植物工場）				1億円以上かつ5人以上	2,000万円以上かつ2人以上	
G－情報通信業						
H－運輸業、郵便業	44－道路貨物運送業 45－水運業 46－航空運輸業 47－倉庫業		5億円以上かつ10人以上	2,000万円以上かつ5人以上		
	48－運輸に附帯するサービス業	484－こん包業				
I－卸売業、小売業	50－各種商品卸売業 51－繊維・衣服等卸売業 52－飲食料品卸売業 53－建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 54－機械器具卸売業 55－その他の卸売業		1億円以上かつ5人以上	2,000万円以上かつ2人以上		
	K－不動産業、物品賃貸業	70－物品賃貸業			700－物品賃貸業	
					701－各種物品賃貸業	
					702－産業用機械器具賃貸業	
					703－事務用機械器具賃貸業	
L－学術研究、専門・技術サービス業	71－学術・開発研究機関					
	72－専門サービス業（他に分類されないもの）	726－デザイン業				

	73－ 広告業					
M－宿泊業、飲食サービス業	75－宿泊業	751－旅館、ホテル				
N－生活関連サービス業、娯楽業	78－洗濯・理容・美容・浴場業					
	80－娯楽業	801－映画館 804－スポーツ施設提供業				
R－サービス業（他に分類されないもの）	90－機械等修理業（別掲を除く）	901－機械修理業（電気機械器具を除く）	9011－一般機械修理業（建設・鉱山機械を除く）			
その他、市長が適当と認めるもの						

備考

- 1 事業業種とは、設置をした事業者で行う事業の属する業種をいう。
- 2 事業業種の分類は、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）による。
- 3 常用従業員数の増加とは、指定を受けようとする事業者の市内の事業所で就労する常用従業員のうち、市内に住所を有する者の数が、事業開始日の1年前の日と比較して、指定の申請を行った日において増加することをいう。
- 4 中小企業及び経営革新計画等承認事業者の区分は、指定の申請を行った日における事業者の属性を表す。